食品産業特定技能協議会への
加入申請方法についてのガイドブック
【登録支援機関編】

特定技能外国人を支援する事業者の皆さまへ

農林水産省大臣官房

新事業・食品産業部

令和8年8月31日改訂

目次

1 食品産業特定技能協議会への加入手続の流れについて 1

2 各分野の制度について 2

3 協議会加入申請手続きについて 4

（1）協議会ウェブサイトより加入申請 4

（2）協議会からのメール受領から必要書類の提出まで 7

4 加入証発行について 11

（1）加入証の送付 11

（2）登録内容の変更 11

（3）受入れ分野の追加 12

5 FAQ 12

6 お問合せ先 12

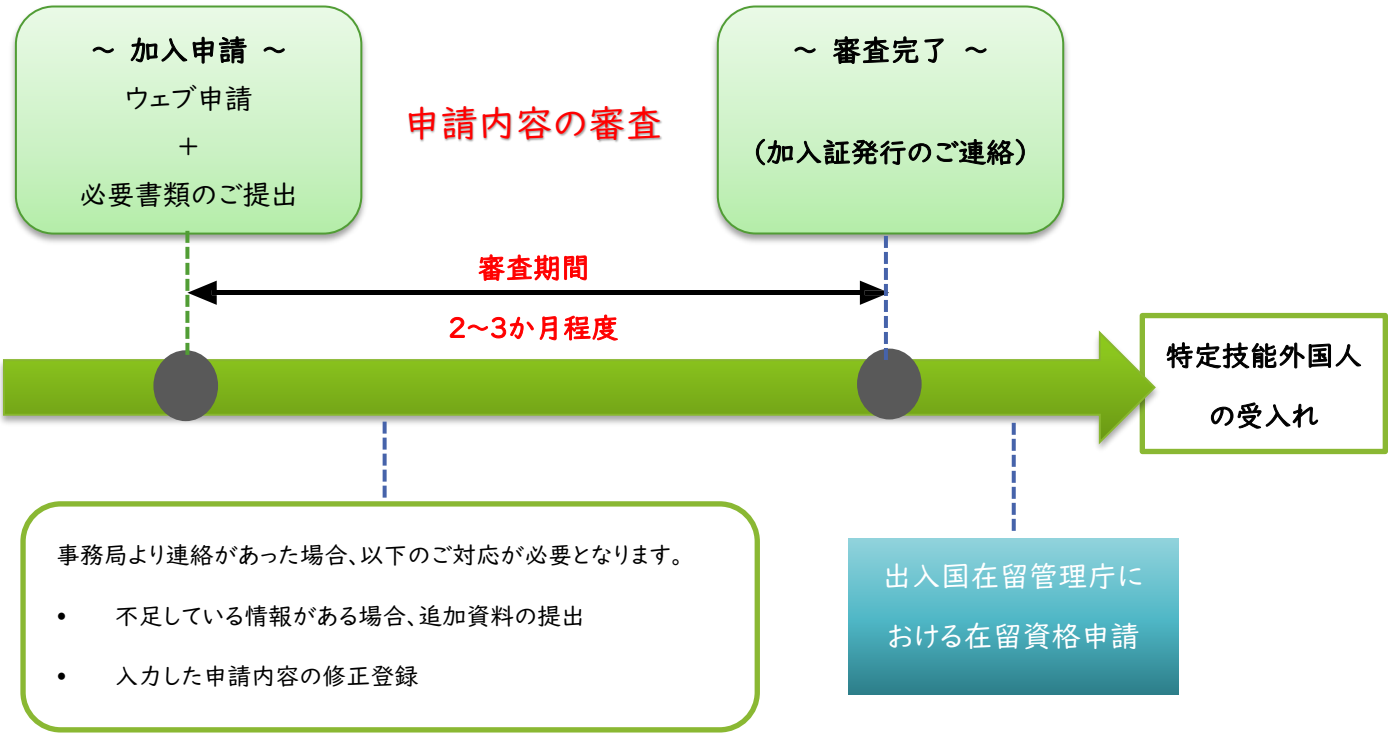
1 食品産業特定技能協議会への加入手続の流れについて

- 特定技能外国人の就労・生活支援を所属機関（受け入れ企業）に代わって行う登録支援機関の皆さまは、食品産業特定技能協議会（以下、「協議会」という。）へ加入し、その加入証を在留資格申請に添付する必要があります。

  協議会は、飲食料品製造業分野及び外食業分野における制度の適正な運用を図ることを目的として設立された、農林水産省が運営する組織です。

- 加入手続はウェブ申請により行い、その後、協議会から送付されるメールにて、必要書類をご提出いただく必要があります。

- 必要書類のご提出から加入証発行のご連絡まで、現在、約 2～3か月程度のお時間をいただいております。



2 各分野の制度について

在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度です。

必ず各分野の制度資料をご一読の上、支援先企業が事業所要件を満たしていること、ならびに特定技能外国人が従事可能な業務内容と一致していることを確認し、特定技能外国人を受け入れる企業および個人事業主に対する支援を行ってください。

飲食料品製造業分野

- 農水省ウェブサイト 飲食料品製造業分野の受入れについて（制度全般）：
  飲食料品製造業分野における外国人材の受入れ拡大について：農林水産省
- 飲食料品製造業分野における 特定技能外国人制度について（概要資料）：tokuteiginou-116.pdf
- 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-飲食料品製造業分野の基準について（令和６年7月23日一部改正）：930004952 .pdf

外食業分野

- 農水省ウェブサイト 外食業分野の受入れについて（制度全般）：
  外食業分野における外国人材の受入れについて：農林水産省
- 【重要】外食業分野における1号特定技能の受入れ停止措置について： gaikokujinzai-111.pdf
- 外食業分野における 特定技能外国人制度について（概要資料）：gaikokujinzai-108.pdf
- 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について（令和7年5月30日一部改正）：gaikokujinzai-103.pdf

大切なお知らせ

食品産業特定技能協議会規約及び入会規程の改正について

食品産業特定技能協議会では、このたび協議会規約及び協議会入会規程を改正しました。
協議会への加入に当たっては、必ず以下の資料をご一読いただきますようお願いいたします。
協議会規約（令和8年6月 30 日改正） kyougikai-228.pdf
協議会入会規程（同上）kyougikai-229.pdf

●行動規範について
「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」を策定しております。
kyougikai-220.pdf

規約改正に伴い、令和８年９月１日以降に加入申請に係る書類を提出する受入れ機関（所属機関）については、「行動規範に係る誓約書」の提出が必要となります。
なお、支援機関については当該誓約書の提出は不要ですが、「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」を必ずご一読いただき、行動規範を遵守の上、特定技能制度の円滑かつ適正な運用にご協力いただきますようお願いいたします。

3 協議会加入申請手続きについて

（1）協議会ウェブサイトより加入申請

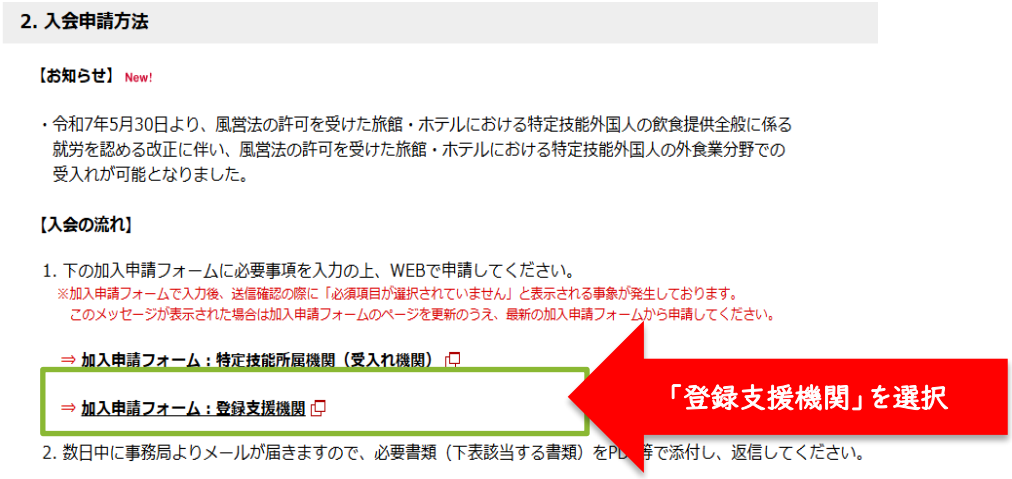
① 以下の URL にアクセスしてください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kyougikai.html



② 該当の加入申請フォームを選択

「登録支援機関」を選択してください。



③ フォームに入力

1．特定産業分野（必須）

◉ 飲食料品製造業分野・外食業分野（支援予定も含む）

2．登録支援機関名（必須）

NORINサポート協同組合

3．氏名（代表者）（必須）
役職名等は記入せず、名前のみ入力してください。

農林　花子

4．法務省登録番号（必須）
法務省の登録簿に記載されている番号を入力してください。

25登-98765

5．法人番号（13桁）（必須）
個人事業主は「無し」と入力してください。

1234567891011

6．郵便番号（必須）

100-8950

7．都道府県（必須）

東京都

8．住所（市区町村以下）（必須）
都道府県名は再度入力しないでください。

千代田区霞が関１－２－１

9．氏名（ご連絡窓口の担当者）（必須）

農林　花子

10．電話番号（ご連絡窓口の担当者）（必須）

03-6744-2397

11．メールアドレス（ご連絡窓口の担当者）（必須）

nourinhanako@maff.go.jp

12．メールアドレス（ご連絡窓口の担当者）（確認）（必須）
確認のため、もう一度入力してください。

nourinhanako@maff.go.jp

13．外国人就労先事業所所在地、店舗名、工場名（必須）

例）東京都千代田区,○○株式会社

14．加入申請ガイドブックをご一読いただきましたか。（必須）

○ はい

15．食品産業特定技能協議会規約の内容について同意します。（必須）

○ はい

送信確認　リセット

「送信確認」をクリック

1.特定産業分野

飲食料品製造業分野・外食業分野

登録支援機関は両分野でご登録いただく必要があります。

2.登録支援機関名

法人名もしくは個人事業主名をご入力ください。

3.氏名（代表者）

法人の代表者および個人事業主のお名前をご入力ください。

4.法務省登録番号

登録支援機関登録通知証の登録番号を記入してください。

5.法人番号（13桁）

個人事業主の場合は、「無し」と入力してください。

6.7.8. 所在地

法人は登記住所、個人事業主は住民票住所を入力してください。

9.10.11.12

ご担当者様の氏名・電話番号・メールアドレスをご入力ください。

なお、メールアドレスは入力間違いのないようご注意ください。

13.就労先事業所住所

外国人が従事する予定の就労先事業所をご記載ください。

複数ある場合は、すべてご記載ください。

15.規約の同意

ページ末尾の協議会規約、入会規程を必ずご一読お願いします。

食品産業特定技能協議会 加入申請フォーム（登録支援機関）

この内容で送信を行ってもよろしいですか？

1．特定産業分野	飲食料品製造業分野・外食業分野（支援予定も含む）
2．登録支援機関名	NORINサポート協同組合
3．氏名（代表者）	農林　花子
4．法務省登録番号	25登-98765
5．法人番号（13桁）	1234567891011
6．郵便番号	100-8950
7．都道府県	東京都
8．住所（市区町村以下）	千代田区霞が関１－２－１
9．氏名（ご連絡窓口の担当者）	農林　花子
10．電話番号（ご連絡窓口の担当者）	03-6744-2397
11．メールアドレス（ご連絡窓口の担当者）	nourinhanako@maff.go.jp
13．外国人就労先事業所所在地、店舗名、工場名	農林フード株式会社　大阪工場　大阪府堺市南区○○３－１－１５
14．加入申請ガイドブックをご一読いただきましたか。	はい
15．食品産業特定技能協議会規約、入会規程の内容について同意します。	はい

送信　キャン

「送信」をクリック

後日の確認のため、送信確認画面をスクリーンショット等で保存しておくことをお勧めします。

食品産業特定技能協議会 加入申請フォーム（特定技能所属機関）

協議会への入会フォームを受領しました。
後ほどお送りするメール※に記載の『特定技能外国人の受入れに関する誓約書』等、各種書類を送付してください。
受領後、入会審査を行います。
（通常、審査には２～３ヶ月をいただいております。）

農林水産省トップページへ

（2）協議会からのメール受領から必要書類の提出まで

① 必要書類のご提出

必要書類のご提出につきましては、事務局よりメールにてご案内いたします。

P.11 の「提出書類チェックリスト」をご確認の上、必要書類を添付し、ご返信くださいますようお願いいたします。



2056789農林フード株式会社様 食品産業特定技能協議会入会申請受領。誓約書等を送付してください。

食品産業特定技能協議会
宛先 [redacted]

※メールをお送りする際は、上記のメール件名を変更せずにお送りください。

2056789 農林フード株式会社 ご担当者殿
（本メールは、加入申請をいただいた事業所様へ同一内容のメールをお送りしております。）

この度は、加入申請をいただき、誠にありがとうございます。
協議会ウェブサイトより、加入申請を受領いたしました。

以下の手順に従い、必要書類をご提出ください。
1. 協議会のウェブサイトにアクセスしてください。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kyougikai.html
2. ウェブサイト内「2. 入会申請方法」より、該当する加入申請ガイドをご一読のうえ、必要書類をご準備ください。
3. 必要書類のデータを PDF 形式に変換し、容量を可能な限り小さくしたうえで、本メールに添付し、返信してください。
4. 協議会へご返信いただく際は、メールの件名を変更しないようお願いいたします。
（件名を変更された場合、審査に大幅な遅れが生じますのでご注意ください。）

【注意事項】
- 貴社からの書類を受領後、審査を開始いたします。
- 書類に不備等があった場合は、メールにてご連絡いたしますので、速やかにご対応をお願いいたします。
- 審査の結果、承認となった場合は、PDF 形式の「加入証」をメールにてお送りします。
- 審査結果のご案内までには、誓約書等の書類提出後、2~3 か月程度お時間を要します。
- 書類提出後 2 カ月未満の進捗状況に関するお電話でのお問い合わせには対応しておりません。あらかじめご了承ください。

食品産業特定技能協議会事務局（農林水産省 新事業・国際グループ）
0570-031574（ナビダイヤル） 平日 10:00~12:00, 13:00~17:00

② 申請情報のご確認

入力内容の誤り、必要書類の不備、その他申請内容を確認するため、事務局よりメールにて 問い合わせする場合がございますので、内容をご確認の上、誤りがないように注意し、速やかなご対応をお願いいたします。

③ 提出書類チェックリスト

チェック	提出書類
□ ※必須	**飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書** （分野参考様式 13-2 様式） 協議会ホームページからダウンロードできます。 PDF： kyougikai-103.pdf WORD： kyougikai-13.docx
□ ※必須	**外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書** （分野参考様式 14-2 様式） 協議会ホームページからダウンロードできます。 PDF： kyougikai-163.pdf WORD： kyougikai-17.docx
□ ※必須	**登録支援機関登録通知書**
□ ※必須	登録支援機関登録通知書に変更がある場合は以下の書類をご提出ください。 法人：履歴事項全部証明書 個人事業主：住民票

【注意】
両分野の誓約書の
ご提出が必要です

～書類提出に関して以下の内容にご注意ください～

- ご返信の際は、**メールの件名は変更せず**にお送りください。
  ※件名を変更された場合、審査に時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 協議会からは、書類受領に関するメールはお送りしておりません。
  書類に不備や追加の確認事項がある場合にのみ、追ってご連絡いたします。
  審査に問題がない場合は、そのまま協議会加入証をメールにてお送りいたします。
- 書類のご提出をもって審査開始となります。
  審査完了までは、**書類提出後おおむね2～3か月**を要しますので、ご承知おきください。
- **書類提出後2カ月未満の進捗状況に関するお問い合わせ（お電話を含む）は何卒お控えください。**

④ 書類の準備

(ア) 誓約書の書き方

注意

誓約書は、飲食料品製造業分野および外食業分野の**両分野をご提出いただく必要があります**。

支援先の所属機関または特定技能外国人が未定の場合は、該当箇所を空白のままご提出ください。

分野参考様式第１３－２号

飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官　殿

登録支援機関
　氏名又は名称
　住　　所
特定技能所属機関
　氏名又は名称
　住　　所
特定技能外国人
　氏　　名
　性　　別
　国籍・地域
　生年月日

記

飲食料品製造業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る１号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】
１．農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における１号特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
２．協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
３．農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日　　年　　月　　日

作成責任者

登録支援属機関【必須】
加入申請フォームに入力した2（登録支援機関）および、7 番と 8 番（所在地）を記入してください。

特定技能所属機関
支援先が決まっていない場合は未記入のままご提出してください。

特定技能外国人
決まっていない場合は未記入のままご提出してください。

【必須】
作成年月日：作成した日付を記入してください。
作成責任者：代表者様またはご担当者様名をご記入ください。押印は必要ありません。

2 枚目

(イ) 登録支援機関登録通知書の提出について

別記第６号様式

登 録 支 援 機 関 登 録 （ 更 新 ） 通 知 書

2024 年 3 月 28 日

株式会社[redacted] 殿

出入国在留管理庁長官 [redacted]

2023 年 10月 27日に申請のあった、申請番号 23登横労-[redacted] について、出入国管理及び難民認定法第１９条の２５第２項の規定により、（☑ 登録支援機関登録簿に登録／☐ 登録支援機関登録簿を更新）しましたので通知します。

記

1 登録番号	２４登－００[redacted]
2 登録年月日	2024 年 3 月 28 日
3 氏名又は名称	株式会社[redacted]
4 住所（本店又は主たる事務所）	〒 211 －[redacted] 神奈川県[redacted] （電話 04[redacted] ）
5 代表者の氏名	[redacted]
6 有効期間	2024 年 3 月 28 日 から 2029 年 3 月 27 日 まで

✓「氏名または名称」、「住所」、「代表者」は、加入申請フォームに入力した内容と一致していますか。

✓変更がある場合は以下の書類をご提出ください。

法人：履歴事項全部証明書

個人事業主：住民票

有効期間内であるかをご確認ください。
期限が失効している場合は、更新後の通知書を添付してください。

4 加入証発行について

（1）加入証の送付

審査の結果、承認となりました後、登録いただいたご担当者様のメールアドレス宛に、協議会加入証をメールにてお送りいたします。（※郵送ではお送りしておりません）

【重要!】加入された皆様へのお願い

- 加入証は今後の特定技能外国人の新規受入時および在留期間更新時に必要となる大変重要な書類になりますので、大切に保管いただき、ご担当者様が変更となる場合は確実な引継ぎをお願いいたします。
- 万が一、加入証を紛失された場合は、「履歴事項全部証明書」と「登録支援機関登録（更新）通知書」の写しを添付のうえ、ご担当者様のお名前・電話番号・メールアドレスをメール本文にご記載いただき、協議会のメールアドレスまでお送りください。なお、再発行には約１か月程度のお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

（2）登録内容の変更

社名・所在地・代表者・担当者等に変更が生じた際は、速やかに協議会までご連絡ください。

- メール本文に変更内容を記載のうえ、「協議会加入証」および「履歴事項全部証明書」を添付し、協議会メールアドレス宛にお送りください。
- なお、所属機関の代行として登録情報の変更を行う場合は、所属機関の協議会加入証、または所属機関から委託を受けていることが確認できる書類（支援委託契約書等）を添付してください。

協議会メールアドレス： kyougikai_l★maff.go.jp

（メール送信の際は、★を@に置き換えて送信してください）

（3）受入れ分野の追加

既に飲食料品製造業分野又は外食業分野のどちらか一方で構成員となられている場合、別分野の外国人を支援する際は追加する分野の誓約書（分野参考様式第 13-2 号・第 14-2 号）を添付の上、協議会のメールアドレスまで「分野追加」のご連絡いただきますようお願いします。

5 FAQ

よくある質問　食品産業特定技能協議会について　kyougikai-124.pdf

6 お問合せ先

電話でのお問合せ

- 分野該当性、事業所要件等の確認、特定技能制度全般に関するお問合せ
  特定技能外国人材制度相談窓口（無料）　専用回線：03-6630-8179
  対応日時：10 時 00 分～17 時 30 分（土日・祝日・年末年始を除く）

- 審査に関するお問合せ
  ※審査を早めるよう求めるご依頼および書類提出後2か月未満の進捗状況に関するお問い合わせは、お控えください。お問い合わせいただいても、お答えいたしかねます。
  食品産業特定技能協議会　ナビダイヤル TEL 0570-031574
  対応日時：10 時 00 分～17 時 00 分（土日・祝日・年末年始を除く）